



- 1 この省令は、昭和二十九年十二月三日から施行する。
  - 3 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十六年文部省令第十五号）施行の日までに施行法第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者は、第一条第一項又は第二条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に定める教科の数をこえて、中学校又は高等学校の宗教の教科についての免許状の交付又は授与を受けることができる。
  - 4 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第十八号）（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日までに施行法第一条又は第二条の規定により中学校又は高等学校の教員の免許状の交付又は授与を受けた者で、旧教員免許令により実業科のうち工業の学科について中学校高等女学校教員免許状若しくは工業に関する学科について実業学校教員免許状の授与を受けたもの又は旧令による大学若しくは修業年限三年以上の専門学校において工業に専攻して卒業したもの若しくは旧令による工業教員養成所を卒業したものは、当分の間、第一条第一項又は第二条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に定める教科の数をこえて、工業の教科についての高等学校の教員の免許状又は職業の教科についての中学校の教員の免許状の交付又は授与を受けることができる。
- 附則（昭和三十六年七月二十五日文部省令第一八号）抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和四十八年八月九日文部省令第一六号）抄
- 1 この省令は、公布の日から施行し、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和四十八年七月二十日）から適用する。
- 附則（昭和五十八年四月二日文部省令第一九号）
- この省令は、昭和五十八年四月三十日から施行する。
- 附則（昭和六十二年三月一〇日文部省令第三号）
- この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 附則（平成元年三月二日文部省令第三号）抄
- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
- 附則（平成二年一〇月三十一日文部省令第五三三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附則（平成十五年五月二十九日文部科学省令第三四号）
- この省令は、平成十五年六月一日から施行する。
- 附則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
- 附則（平成二〇年三月三十一日文部科学省令第九号）抄
- 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附則（令和三年五月七日文部科学省令第二五号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
  - 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附則（令和四年六月二日文部科学省令第二二号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。
- （様式に関する経過措置）
- 第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第一号様式（第九条関係）（令三文科令二五・全改）

（教育職員）（専修）（二種）（二種）免許状

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（二種）（二種）免許状を有するものとみなす。

（記）

年 月 日

授与権者 印

（番号）

授与条件

備考

一 免許法施行規則別記第一号様式備考（第一号ケを除く。）の規定は、この様式の場合について準用する。

二 「（記）」の欄に記載すべき教科名の下に旧令による教員免許状の記載科目を括弧書で記載するとともに、「授与条件」の欄にその免許状の種類及び授与の年月日を記入するものとする。

別記第二号様式（第九条関係）

(教育職員)(専修)(二種)(二種)免許状	
本籍地	氏名
(旧姓)	(通称名)
年 月 日生	年 月 日生
(記)	
年 月 日	授与権者 印
(番号)	
授与条件	

右の者は教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員（専修）（二種）（二種）免許状を授与する。

備考 免許法施行規則別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。